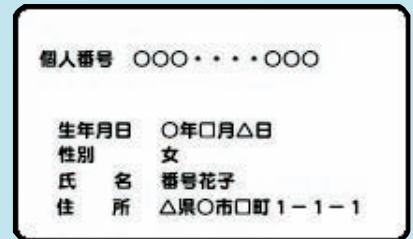


○マイナンバー（個人番号）の通知カード

平成 27 年 10 月中旬から、順次、マイナンバー（個人番号）が通知されます。

- 住民票を有するすべての方に 1 人 1 つの番号（12 桁）が通知されます。
また、中長期在留者や特別永住者などの外国人の方にも通知されます。
- 住民票の住所にマイナンバーの「通知カード」が送られます。
住民票の住所と異なるにお住まいの方は注意してください。
- マイナンバーは、国の行政機関や地方公共団体などで、
社会保障、税、災害対策の分野で
平成 28 年 1 月から利用されることとなります。

※通知カードイメージ



マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。

※「通知カード」は、券面に氏名、住所、生年月日、性別（基本 4 情報）、マイナンバーが記載されていますが、顔写真が入っていませんので、本人確認のときには、別途顔写真が入った証明書などが必要になります。

○個人番号カード

さらに、希望される方は、無料で個人番号カードが取得できます。

※再交付は、通知カード・個人番号カード共に有料となります。

<申請方法>

ステップ 1



ステップ 3



ステップ 2



ステップ 4



スマートフォン等を利用した WEB 申請もできるよ！



マイナンバー制度についてのホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバーのコールセンター

☎ 0570・20・0178 (外国語は 0570・20・0291)

開設時間 平日午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分 (土日祝日・年末年始を除く)